

# 令和8年度鳥取県会計年度任用職員(発掘作業員)採用試験 募集案内

## ◆鳥取県立青谷かみじち史跡公園◆

〒689-0501 鳥取市青谷町吉川 17 番地

青谷かみじち史跡公園 電話 (0857) 30-4110

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>



## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	<b>令和8年6月30日(火)～令和8年7月14日(火)</b> ◎郵送及び持参により申し込んでください。 ◎郵送の場合は、令和8年7月14日(火)午後5時必着(受付期間最終日) ◎持参による場合の受付時間 午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日、祝日は受け付けておりません。)
試験日時等	<b>令和8年7月27日(月)</b> ◎集合時間・集合場所は各受験者に別途文書でお知らせします。
試験会場	<b>鳥取県立青谷かみじち史跡公園</b> (鳥取市青谷町吉川17番地) ◎場所等は「13 試験会場」をご覧ください。
試験結果発表日	<b>令和8年8月4日(火)(予定)</b>

◇試験に関する変更等については、上記、青谷かみじち史跡公園ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	会計年度任用職員(発掘作業員)
採用予定者数	6名程度
職務内容	青谷上寺地遺跡周辺遺跡の発掘調査等(遺物包含層、遺構等の掘削ほか)
配 属 先	青谷かみじち史跡公園
求める人材	・屋外で体力を必要とする作業や貴重な出土品を取り扱う細かな作業ができ、共同作業ができる方。 ・任用期間(4か月程度)を通して勤務いただける方。

## 3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する人は受験できません。
  - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (3) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を有している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

#### 4 試験内容

試験種目	内 容
人物試験	個別面接による人物についての口述試験 (約10分)

#### 5 任用期間

令和8年9月1日～12月25日(予定)

#### 6 勤務条件 (予定)

給 与	<p>○報酬 時間額 1,280円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。</p> <p>○費用弁償 (通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円に1箇月の通勤回数に乗じて21で除した額の範囲内で支給します。 ※16/21を上限とする。</p>
福 利	<p>地方公務員共済(健康保険)、厚生年金保険、雇用保険、公務災害(配置所属により労災)対象 ※加入条件を満たす場合に限る。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇(最大3日)が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務形態・勤務時間	<p>週24時間以内 午前9時から午後4時まで(休憩時間 正午から午後1時まで)</p> <p>※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始(12/29～1/3)は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。</p>

◎上記は現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

#### 7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 採用試験受験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。</p> <p>(2) 会場への集合時間通知用の定型封筒(長形3号) 1部 ※110円切手を貼付した封筒に、返信先の郵便番号、住所、氏名を明記すること。</p> <p>(3) 合否結果通知用の定型封筒(長形3号) 1部 ※110円切手を貼付した封筒に、返信先の郵便番号、住所、氏名を明記すること。</p>
申 込 先	<p>鳥取県立青谷かみじち史跡公園 所在地：〒689-0534 鳥取県鳥取市青谷町吉川17番地 青谷かみじち史跡公園 電話 (0857) 30-4110</p> <p>[郵便で申し込む場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>封筒の表に赤字で「発掘作業員受験申込書」と書いてください。</li> <li>申込書は受付期間内必着です。</li> <li>簡易書留による郵送が確実です。その場合、郵便局で交付される受領証は、試験日時の連絡があるまで大切に保管しておいてください。</li> </ul>
申込書及び受験票の記載方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。</li> <li>※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。</li> </ul>
試験日時の通知	<p>試験会場への集合時間は郵送で通知します。令和8年7月22日(水)までに到着しないときは、速やかに上記申込先に問い合わせてください。</p>

## 8 採用予定者の決定方法

- (1) 人物試験の得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者(2名程度)を決定します。  
ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。
- (2) 補欠合格者は、採用予定者の辞退又は取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※補欠合格有効期限 令和8年8月26日(水)

## 9 試験結果の発表

受験者全員に個別に通知します。

## 10 試験結果(得点等)の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は 法定代理人	試験の得点及び順位	試験結果発表日から1月間	青谷かみじち史跡公園 (鳥取市青谷町吉川17番地)

試験結果の開示の請求は、**受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)**が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、**試験結果(合否)の通知とは別に、希望者には郵送により試験の得点等を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号(12cm×23cm)〕を持参してください。**

## 11 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

## 12 受験申込・問い合わせ先案内

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

〒689-0534 鳥取市青谷町吉川17番地 電話0857-30-4110

※お車でお越しの方は、駐車場をご利用ください。 ※JR利用の場合、青谷駅下車徒歩約15分です。

## 13 試験会場

試験当日にお車でお越しの方は、第2駐車場をご利用ください。

※第2駐車場から青谷かみじち史跡公園(ガイダンス棟)までは徒歩で3分程度です。

※JR利用の場合、青谷駅下車徒歩約15分です。

